

平成24年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成24年 10月22日 開会

平成24年 10月22日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第13号

平成24年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年10月5日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成24年10月22日（月）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

平成 2 4 年 1 0 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日（月曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 認定第 1 号 平成 2 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 1 号 宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3 号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 4 号 平成 2 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

出席議員（１３名）

１番	佐々木	久任君	２番	内館	勝則君
３番	加藤	久民君	４番	黒沢	一成君
５番	宇都宮	勝幸君	６番	工藤	小百合君
７番	合砂	丈司君	８番	宮森	鋭幸君
９番	松本	尚美君	１０番	山崎	幸男君
１１番	山崎	泰昌君	１２番	小松山	久男君
１３番	茂市	敏之君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管理者宮古市長	山本正徳君
副管理者宮古市副市長	山口公正君
会計管理者	山口周君
事務局局長	小野寺善彦君
総務課長	岩田直司君
施設課長	鈴木登志美君
施設課主幹	佐々木昭男君
消防長	野沢浩二君
消防次長兼消防課長	永田秀昭君
総務課長	工藤久也君
宮古消防署長	米澤秀樹君
山田消防署長	及川誠君
岩泉消防署長	小林一彦君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより平成24年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
- 会議に入ります前に、事務局長が会計管理者を紹介いたします。
- 事務局長（小野寺善彦君） 平成24年4月1日に任命しております宮古地区広域行政組合会計管理者を紹介いたします。宮古市会計管理者、山口周でございます。
- 会計管理者（山口 周君） どうぞよろしくお願い致します。
-

◎諸報告

- 議長（茂市敏之君） 諸報告を行います。
- 初めに、議員の辞職について報告いたします。
- 平成24年6月27日、田野畑村選出の工藤求君から議員辞職願が提出されましたことから、閉会中でありますので、地方自治法第126条の規定により辞職を許可し、同日、辞職許可通知をしましたので、これを報告いたします。
- 次に、議員派遣について報告いたします。
- 議会会議規則第44条の規定により議長において議員の派遣を決定しましたので、配付資料のとおり報告いたします。
- 次に、例月現金出納検査についてでございますが、宮古地区広域行政組合監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成23年度一般会計の2月、3月、4月、5月まで及び平成24年度4月、5月、6月、7月、8月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。
- 以上で諸報告を終わります。
-

◎議席の指定

- 議長（茂市敏之君） これより本日の会議を開きます。
- 日程第1、議席の指定を行います。
- 田野畑村選出議員の宮森鋭幸君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により8番に指定いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、11番、山崎泰昌君、12番、小松山久男君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（茂市敏之君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これにより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に田野畑村選出議員、宮森鋭幸君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した議員を議会運営委員とすることに決定いたしました。

◎認定第1号 平成23年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（茂市敏之君） 日程第5、認定第1号 平成23年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口会計管理者。

○会計管理者（山口 周君） ただいま提案されました認定第1号 平成23年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に代えさせていただきます。

お手元に配付の決算書をご覧くださいながらお聞き取り願います。

平成23年度は、依然として厳しい経済、社会情勢のもと、本組合構成市町村財政も厳しさを増す中、財源のほとんどをご負担いただいております。予算執行に当たりましては経費の節減に努め、効率的、効果的かつ計画的な財政運営に取り組んできたところであります。

平成23年度の主な事業といたしましては、衛生費としてストックヤードの建設工事などを行ったほか、東日本大震災で発生した広域管内の可燃系災害廃棄物の適正処理を行いました。また消防費におきましては、119番受付装置及び情報系システム改修工事、庁舎等の補修工事のほか、東日本大震災で被災した車両、機材の購入など施設等の整備を行い、消防機能の復旧、充実を図ったところでございます。

それでは、決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、下段の歳入合計額でご説明申し上げます。

予算現額34億1,529万5,500円に対して調定額34億4,993万3,591円で、収入済額は同額の34億4,993万3,591円となっております。歳入の合計額は前年度と比較して1億4,227万6,434円、4.3%の増となっております。歳入の主なものは1款分担金及び負担金で、構成市町村からの負担金は30億8,608万6,000円、前年度と比較して3億1,643万9,000円、11.4%の増となっております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、4ページ、5ページをご覧ください。

下段の歳出合計額は、予算現額34億1,529万5,500円に対して支出済額は33億3,643万6,276円で執行率は97.7%となっております。なお、不用額は6,303万6,224円となっております。

歳出の主なものをご説明します。

まず、3款衛生費は支出済額9億5,381万8,239円で、その主なものは、ごみ収集運搬委託料1億3,665万7,500円及びごみ焼却施設の燃料費等1億8,669万8,609円でございます。

4款消防費は支出済額19億3,000万7,261円で、その主なものは、常備消防費の給与等15億3,083万5,656円、119番受付装置等改修工事費等の施設整備1億1,086万9,500円でございます。

5款公債費は支出済額2億2,936万632円で、その主なものは廃棄物処理施設長期債元金償還金1億6,820万87円でございます。

歳出の経費別分類では、人件費や公債費等の義務的経費は19億5,388万4,000円で全体の58.6%を占め、前年度と比較して7,902万2,000円、3.9%の減であります。投資的経費につきましては2億8,356万1,000円で全体の8.5%となり、前年度と比較して9,505万6,000円、25.1%の減となっております。なお、これらの前年度比較の数字につきましては、実績報告書の4ページに記載してございます。

これにより歳入歳出差引残額は1億1,349万7,315円となり、平成24年度に繰り越しております。

以上が平成23年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

なお、決算書の付属書類といたしまして、6ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、37ページに実質収支に関する調書、38ページ以降に財産に関する調書を掲載しております。また、別冊といたしまして決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書及び監査委員の審査意見書をお配りしてございます。

議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（茂市敏之君） これより認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、決算書もしくは実績報告書のページ数をおっしゃってから質疑に入

るようお願いします。

質疑はございませんか。

松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） 実績報告書の12、13ページ、3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費の中に、施設の23年度の業務委託状況が説明されておりますが、その中で比較的大きい金額でありますごみ焼却施設運転管理業務委託8,578万5,000円という委託がされております。この委託者はテツゲン東北支店となっておりまして、そのほかの分についても株式会社テツゲン東北支店が委託を受けて業務を行っているわけですが、このごみ焼却施設運転管理業務委託についての、民間に委託になる経緯について、簡単というところですが、かいつまんでご説明をいただけますでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えします。

ごみ焼却施設の委託につきましては、平成20年度から部分的に委託をしてございます。平成23年度におきましては、施設の維持管理等を全部委託にしてございます。この間、施設の運転管理をできるというのは特殊な部分でもございまして、そういった中から業者を選定しまして指名競争入札により現在のテツゲンに業務を委託しているものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） 経緯については、かいつまんでご説明いただきました。特殊業務だという理由が一つ述べられておりますが、この特殊業務と言われる内容については、今、個々に聞く必要もないと思いますけれども、特殊業務がゆえにそういった実績なり、他の市町村においても実績がある、そういった業者を指名をして競争入札に付して決定をしているという説明だろうと思うんですけれども、この応札状況はどうだったのかをご説明いただけますでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） お答えします。

ごみ焼却施設運転管理については、21年に3年契約で契約したものでございまして、5名が指名されてテツゲンがとったものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） 21年に執行しているんですか。はい、わかりました。5社が応札をした結果、テツゲンさんが価格を含めて総合的な評価だったと思うんですけれども、これは価格だけではなくて、その応札に当たっては必要な資格者でありますとか、そういったことを明記して、当然入札に付しているというふうには思うんですが、この入札を執行するに当たって、その前段で民間委託をしていく、いわゆるコストの部分含めて、そういった直営でやるか民間でやるかという部分で、十分に検討がされて民間に委託をする、そのことの流れは理解をしております。

それで、ひとつ私は、今後課題の一つになってくるのは、どうしても特殊業務であるがゆえに、また実績云々ということになりますと、その契約期間が満了した後、また継続するかしないか、また新規参入があるかどうかというのも当然あるんですけれども、

固定化をしていくという懸念です。どうしても、このごみ含めてし尿もそうなんですけれども、プラント、機械類、そういった特殊性で固まっているというか、集まっているというか、そういった傾向にあると思うんです。当然プラントそのもの、機械設備そのものも、つくる段階から特殊性が求められて、そして管理、運転また点検業務等々も特殊な要素が加味されてくるということから、本当に競争性が発揮されるかどうかという部分で非常に懸念されるのですが、その辺の検討といいますか、懸念を払拭するための何らかの今後の対策といいますか、対応というのはお考えでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 先ほど21年の契約ということで、今年の24年に新たに契約を締結し直しております。これもやはり処理能力が1日100トン以上の施設業務経験のある東北地区の業者ということで、5社で指名競争入札して、特に今年は4月から計量棟並びに最終処分場のほうの処理も含めまして契約をしまして、それについては内容を吟味しておりますので、松本議員がご指摘の部分については、我々とすればきちんと、その中で十分に精査した上での契約ということでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 私は契約に至っている経緯を何ら問題にしていることではなくて、将来にわたって特定の業者が固定化をしてしまう懸念がある、そのことを指摘しているんです。ですから、応札をしていただいて受託者を決定すること自体の過程を云々ということではないんです。結果論としてかもしれませんが、どうもこの特殊性という部分で固定化をしてしまう懸念があるのではないか。そういった懸念はお持ちでないという意味でのお答えでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 仕様書の中でちゃんとやっております、その中でまた契約金額の入札ですから、そのような懸念はないと思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） ちょっと視点が違うのかもしれませんが、課長と。私がお尋ねしたいポイントがちょっとずれが出てきているのかなというふうに思いますが、いずれ私の今回のこの質問のポイントの1つは、限りなくできるものは地元でやっていただくということが最終的には望ましいのではないかということです。それで、特殊性があるがために、また、今、課長がおっしゃった実績、東北管内で100トン以上の部分をやったことがなければ、当然足切りになって参加ができない、そういったことになるわけです。ですから当然これも必要な実績だと思いますし、そういう業務の特殊性をしっかりとやっていくためには必要な部分だというふうに思うんです。

行政全般で言えることかもしれませんが、やはり地域の、今、震災で大変困難な時期ではありますが、10年、20年、30年先の将来を見据えた中では、もちろんこの競争性も大事でございますけれども、地域経済、雇用という部分、そういった部分の観点から、今、地元でできるものは限りなく地元でやれるような方向性を見出していくということも、私は大きな行政の目標の一つではないか、そのように思っております。そういった観点から地域外の事業者の方々が固定をしてしまう、そして競争が発揮されてい

るという表現はいたしますけれども、実績を含めたことを考えると、なかなか地域の事業者が新規参入できているか、また他の地域からも含めて新規参入ができてくるといふことには、私も甚だ疑問を感じているんです。課長は決してそういうことはないんだというような説明でありますけれども、現実には私はやっぱりそういったことが出ているんだと思うんです。

このことに限らず、行政全般の中で、当然、固定化をする懸念が、また、今、一部出てきているものだろうなというふうに私は思っています。そうすると民間事業者といえども、やはり固定化していくということになれば、私はやっぱりいろんな意味で問題が出る可能性があると言わざるを得ないんですけれども、ほとんどそういう固定化をすることがないと、もっと競争力が働いて、また地域の事業者も参入できる環境ができるというふうにお考えでしょうか。これ管理者にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 何かこう、どうも歯切れが悪いような質問だというふうにちょっと聞いていたんですけれども、我々が入札して業者を決定するときには、やはり公正、公平に行う。それから松本議員がおっしゃったように、地元でできることがあれば、やはり地元のほうでできるような形をとっていきたいのですが、今、公正、公平、それからこの大きな業務をやるといった場合に、やはり地元でできなくて地元外というのも現実あるわけでございますので、ただ、契約をまた更新するときには、そのときにきちっと、入札等をしっかりと公正、公平に行いながらやっていきたいという気持ちには変わりございません。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 市長から歯切れが悪い質問だというご指摘をいただきましたので、単刀直入に一部だけ申し上げます。

先ほど課長がおっしゃった計量棟の管理運営、こういった部分は、特殊性というのは私は非常に理解できないんです。ですから、これは地元でもできる範囲だと私は思っています。それから、余りばらばらにすると、管理上、問題が出るという部分も当然あるとは思いますが、やはり分離をして地元でできるものは地元でやれる工夫をしっかりとしていくということも私はあっているのではないかと、そのように思うんです。ですから、そういった部分を考えた中で、やっぱり地域でやれることを可能な限り追求していく、そういったことがなかなか見えないということでご質問させていただいています。これはどうでしょう。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 今、やっと言いたい趣旨がわかりました。

その分けてやることに関して、我々の広域行政組合の仕事が大変になるのか、それとも全体を1つでやったほうが効率的なのか、その辺も含めまして、これは検討していかなければならないことかなというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） ぜひ事務方含めて、管理者の今のご答弁いただきましたので、分析をしっかりとしいだいた中で進めていただきたい、そのように思います。

次に、実績報告書の17ページであります。

3 款衛生費、2 項清掃費、4 目し尿処理施設費の中の3になりますが、施設の業務委託状況がございます。し尿の中継貯留槽運搬業務委託についてお尋ねしたいと思います。

たしか私の記憶では、この事業がスタートした段階での業務委託の金額は5,000万円を超えていたと、そのように思います。その後、更新といいますか委託先の変更があって、変更というか入札の結果だと思うんですが、委託費が激減して、ひょっとすると半分ぐらいになったのかなというふうに思っています。その間のいきさつの中で、委託を受けた業者が途中でこの事業を放棄したということで、一定期間直営でやらざるを得ない、余儀なくされた経緯があるわけではありますが、その後、正常に戻っているかどうかというのはちょっとわかりませんが、いずれこの2,559万1,225円、これは執行された金額でございますが、この当時の積算、事業開始当初とどのように変化をしているのか。まるきし変わっていないのか、それとも突然に半値近くになったものが基準になっているのか。仕様書は車の大きさを変えたとか、一部あるようでございますけれども、積算については事業開始当時の経緯といいますか、そこら辺がどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初の委託の部分は、業務を行う中での年間の契約金額でございました。それで、議員さんご指摘のとおり、その業務の中で余りにも実質と違い過ぎるのではないかとということもございまして、途中から1台当たりの単価契約に変更してございます。まず、これが減額の要因でありますし、もう一つは、中継槽からのし尿の量が年々減っているという部分も、この決算額の減につながっているものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうすると、積算上の部分は総体的な積算から、単価、要するに1台幾ら、1回幾ら、そういったことに変わったことが大きいという説明ですよ。ちょっと順序が逆だと思うんですが、私は入札の結果、単価が、単価じゃないかもしれませんが、総体の額が下がってしまった。じゃ、それをどう合理化するかといったときに、やっぱり総体的にも問題があるとすれば、単価契約にするほうが合理的だというふうに、合理性を持たせるために変更したのではないかという理解をしているんです。

昨今、燃料費の増減とか、そういった部分、こういった事業には資材はそんなに多種類使うわけではないですが、人件費と車の償却と燃料費が主な構成になっていますね。そういったことの中で、1台当たりの単価というのはどうなっているのかという、それが変更がないというのは、いい悪いは別にして、どういう単価を根拠に、何を根拠に今この1台当たりの単価を逆に決めているのか、それをちょっと説明いただけますか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 基本的な積算の基礎というのは、先ほどおっしゃられたように、人件費、あと車両に係る維持管理費、あと燃料費等が基本となります。それぞれ中継槽につきましては、田野畑中継槽、岩泉中継槽、川井中継槽、3カ所ございます。それぞれの地区から出ますし尿の発生量も違いますし、走行距離等も違ってまいります。

そのところで中継槽ごとの単価を設定してございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） いいです、わかりました。根拠は何だという話なので、決めていると言えばそれまでなので、それは後でまた機会があればと思います。

もう一つは、この事業にかかわって、この事業を開始する当初は、合理化特別措置法だとか、それから道路運送法であるとか、そういったものが加味されて、業者を一定の範囲の中で選択をするというようなことがあったわけですが、その後、合特法も関係がない、それから道路運送法も関係がないということになりますと、これは広く公募といいますか、競争入札に付する範囲が広がっていると私は理解しているんですが、現状、今どういう状況で業者、指名なのか公募なのかも含めてお答えいただけますか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 毎回、入札を行います場合の組合の条件といたしましては、現在、宮古広域管内でし尿の収集運搬の許可を持った業者というのが、まず第一でございます。その中で2社、あるいは3社で会社をつくっていただいて入札に参加していただくというのが、まず基本的な条件となっております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 現実はそのようになっていると思うんです。

もう一つ、今お答えいただいたのでお尋ねしますが、し尿のくみ取り業者に限定している理由は何ですか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、廃棄物処理法に定める委託の基準というのがございます。その中で、ある程度法律で定められました資格要件等を備えているということで、し尿の許可業者ということで指名しております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうすると廃掃法の中に、この中継貯留槽の移送業務は当然入っているということで、そして、そのために資格要件が必要だと、その廃掃法でいう資格要件というのはどういうことでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 一概にここでこうだというのは、ちょっと言えないですけども、まず一つは、し尿のいわゆる実務経験、一般廃棄物に対するし尿の経験があるかどうかというのが第一になってまいります。あと、そのほかに車両等の機材等の保有状況、こういった部分を満たしているというのがございます。あとは人的な、いろいろあるんですけども、軽犯罪法に触れないとか、そういった部分の要件も出てまいります。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 課長に後で資料をいただきたいんですが、この廃掃法の範疇に中継貯留槽の業務が入ってきて、その範疇の中で、今、課長が言った実務経験、それから車両保有している、そういったことが条件になるということを資料で示していただきたいのですが、私が過去に事務局とやりとりをした中では、一切そういったことがありま

せんでした。

問題は、廃掃法でいうし尿のくみ取りというのは、これは行政に代わって市民、住民のし尿を各家庭もしくは事業所からくみ取る業務、そういうふうに私は説明を受けたような気がしますし、正確ではないかもしれませんが、この業務に関しては運送法にもひっかからない、要するに青ナンバーでなくてもできるという業務だというふうに私は理解、説明をいただいていた。ですから、今、課長が言ったことを驚きを持って聞いていました。経験、実務というのは、これは個々の従業員の部分なのか、会社そのものが免許制ですよ、このし尿のくみ取りについては、自治体それぞれの、免許を受けて、その自治体に代わってし尿のくみ取りをしているわけです。そうすると、おのずと最初からこれは限定的な業者の範囲になってしまうということがあるわけです。正確に年月は覚えておりませんが、過去の事務局とのやりとりの中では、そういった説明は一切受けてない。初めてきょう知りました。それで、車両を保有している部分についても、当初車両の保有というのは条件ではありません、間違いなく。これは受注してから買うということです。そういった条件ですから、そういったことが入っていなかったです。ですから、ここでやりとりするのはあれなんです、私も含めてこの中継貯留槽の運搬業務にかかわる要件、参画できる要件ですね、そこを明確に文書で出していきたい、そのように思います。よろしいでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 用意させて、後で提出させていただきます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 今後の部分もありますので、ぜひ早目をお願いしたいと思います。

それから、29ページの4款消防費、1項消防費、1日常備消防費、救急活動の状況について23年度の実績が報告されておりますし、説明もされておりますが、ちょっと伺いたいんですけども、傷病者の多くは県立宮古病院とか山田病院、それから済生会病院、あとその他の分で高度救命救急センターなどを含めて、これトータルすると100%近くなるかもしれませんが、その他という部分で、これはかかりつけ医とか、そういった部分だろうと思うんですが、ちょっと限定してなんですが、休日、いわゆる土日、祝祭日に関しては、これがどう変化するのでしょうか。わかりますか。

○議長（茂市敏之君） 永田消防次長。

○消防次長兼消防課長（永田秀昭君） お答えいたします。

休日急患センターが東日本大震災で被災しまして、ほぼ県立宮古病院、あとは岩泉地区であれば済生会病院、山田であれば、今、仮設になっていますけれども山田病院といった、ほぼそういった3カ所に集約されていると思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） はい、わかりました。では順序ちょっと間違えたかもしれませんが、これ聞いてから聞くのも変かもしれませんが、その前に、こういった公立病院に搬送するというのは、もちろん現実的に多いとは思いますが、休日、祝祭日含めて、いわゆる休日の当番医制というのは、宮古市はないんですけども、管内ではどこどこでこの当番医制度をやっていますか。当番医制度か、もしくは宮古は今休止していますが、急

患センターのようなものを設置している自治体はありますか。

○議長（茂市敏之君） 永田消防次長。

○消防次長兼消防課長（永田秀昭君） 管内にはございません。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。それで、この休日についての部分を、まずお尋ねしているんですけども、宮古病院に一番多い比率というのは当然あると思うんですが、ここ数年来、勤務医の負担軽減ということで、宮古市の場合は一旦休日急患センターを休止して、そこに開業医の方々が詰めていたんですけども、そのパワーを、力を、負担軽減を兼ねて、兼ねてというより主たる目的だと思うんですが、それが結果的に医師確保につながるという目標というか目的を持って、急患センターから宮古病院にシフトして応援診療している。これは拠点が被災したので1年間延長して、勤務医の勤務負担を軽減させるために継続してやってきているんですが、そのことがなかなか宮古病院のお医者さん、院長もそうなんですが、正常ではないと、この状態が異常な状態なので今後早く解消したい、要するに応援診療自体が異常な事態なんだということで、そういったことで休日急患センターを宮古市が設置して、そこを再開するという方向性がほぼ決まっているわけなんですが、消防の現場として、この休日の急患を搬送する際に、この休日急患センターを過去にも、今後とも選択肢としてなり得るんでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 永田消防次長。

○消防次長兼消防課長（永田秀昭君） お答えいたします。

今までの経過を見ますと、休日、夜間に関しては、ほぼ県立病院に収容しているという現状がございます。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） そうしますと、宮古市が休日急患センターを設置しても、現場の今の状況、過去もそうだったし今後もそうなのかなという答えなのかもしれませんが、急患の搬送先として選択肢の一つにはなりにくい、ならない、どちらでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） ちょっと松本議員の、この救急車の救急搬送というもののの中には、休日急患診療所は入らないと思います。この場合は二次救急ということが、この救急車の出動だというふうに思っておりますので、その面におきまして二次医療ができるような病院を対象にして、そこに救急車は患者さんを搬送するということになるかと思います。

それから先ほどのその他という分は、盛岡のほうの場合に高度救命救急センター、これは医大でございます、そのほかに中央病院とか、それから日赤等がございますので、その分がこのその他に当たる分だと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 管理者の説明の部分はわかりました。

現実的に救急要請を受けたときに、今の現場の状況を聞きたいんですが、聞いても百あれば百通り違うのかもかもしれませんが、トータル的に考えたときに、宮古病院に搬送し

なければ治療が、今、管理者が言ったように、二次医療、救急ができない状況でないと思われる方も、当然私は行っているのではないかなと、ただ、先般の山形の若い学生の救急要請に対して対応しなかったのは、いい悪いは別なんですけど、結果的に不幸にして亡くなってしまったというようなことがありますけれども、そういった判断は、急患センターが搬送先として選択はされないというのはわかりましたけれども、そうでない傷病者もあるんじゃないかなと思うんですが、そういったことはどうでしょうか、わかりますか。

○議長（茂市敏之君） 永田消防次長。

○消防次長兼消防課長（永田秀昭君） まず、救急要請があれば患者宅に行くわけですが、かかりつけはありますかという質問をして、かかりつけがあれば、患者さんの希望がかかりつけ医に運んでほしいという場合は、まず第一選択としてかかりつけ医と交渉します。それ以外であれば、県立宮古病院というような選択になります。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 宮古市に限った話をしているので、この場でふさわしくないような気がするので、ちょっと質問を変えたいと思います。

もう一つお尋ねしたいのは、防災ヘリからドクターヘリに、今、すべてが変わっているかどうかわかりませんが、宮古から県央部、特に医大、中央病院等に搬送する部分が出てきておりますけれども、この防災ヘリの要請の運用といいますか、要請するマニュアル、それからドクターヘリになって何か変化はございますか。

○議長（茂市敏之君） 永田消防次長。

○消防次長兼消防課長（永田秀昭君） まず、防災ヘリの用途でございますけれども、今、先生お話しのとおり救急もあります。そのほか消火、救助、消防に関するあらゆる活動を防災ヘリは担っております。ドクターヘリと申しますのは、その名のとおり、医者、ドクターが乗って現場に駆けつけるといった用途で準備されているヘリコプターです。転院搬送あるいは救急搬送に関しましては、防災ヘリであれば宮古病院から、ドクターヘリも同じですけれども、消防本部にこういった患者を運んでほしいと、どこそこ、例えば中央病院へ運んでほしいということで連絡が入り、それを防災航空隊に連絡して、時間にすれば、ヘリが飛び立つまで準備が15分ないし20分かかって離陸して宮古病院まで来ます。ドクターヘリに関しては要請して約5分で飛び立って宮古病院に来る。手順については、ほとんど同じ流れになりますけれども、例えば宮古病院からであれば、宮古病院から消防本部に入って、それから防災航空隊であれば航空隊、あとドクターヘリであれば医大のCS、コントロールセンターに連絡して運んでもらう。ただ、ドクターヘリが違うのは、ドクターが乗っていますので、宮古病院からの搬送の場合はヘリポートで引き継ぐと、防災ヘリにはドクター乗っていませんので、ドクターをヘリコプターに同乗させて搬送すると、そこがちょっと違う部分かなと思います。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） すみません、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、防災ヘリ

とドクターヘリの違いの説明をいただきたいのではなくて、防災ヘリのときとドクターヘリのときと、頼むほうでどういう変化があるかということなんです。それで、今お答えがあったように、対応する時間が早い、そしてお医者さんが乗って来る、頼みやすい、安心感がある、そういったこともあると思うんですけれども、要は最終的にというか、この地域の方々の救命率が高くなれば、一番、これが目標だと思うんです。それで、ちゅうちょすることはないとは思いますが、なかなか要請するのがちゅうちょするとかいうことではないとは思いますが、今度は要請される側から考えると、表現は悪いんでしょうけれども、今言われるコンビニ受診じゃないですけれども、何でもかんでもドクターヘリを呼ぶのかということになると、またいろんな問題も出てくるんだろうと思うんです。ですから、スタートしたばかりですから、防災ヘリのときとドクターヘリのときとの対応の仕方というのは、私は変化があるんじゃないかなと思ったものですから、その辺がどういう変化があるのかということでお伺いしましたが、いかがですか。

○議長（茂市敏之君） 永田消防次長。

○消防次長兼消防課長（永田秀昭君） ドクターヘリが本年5月8日から運行開始しております。その後は、転院搬送に関しましてはドクターヘリでの搬送の比率が高くなっております。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。ドクターヘリを大いに活用していただいて救命率を高める、一人でも多くの地域の住民を救っていただくという部分で、要請する判断についても、なかなかちゅうちょする場面もあるのかなという思いもするんですけれども、限りなく利用していただくということが、要望する必要もないんでしょうけれども、お願いしたいと思います。

それと合わせて、このランデブーポイントですか、より救命率を高めるためには、限りなくドクターヘリがおりられる場所を、もちろん事前に把握はされていると思うんですが、あとは住民にも周知をしていただく。どこにおりられる、どこにおりられないのか、おりられないところを周知する必要はないんですけれども、おりられる場所を周知していただいて、場合によっては救急隊の搬送もさることながら、近くの住民の方々が搬送によって早くできるとか、そういったこともあるので、そういうポイントは公表にはなっているんでしょうか。これ。なっているのかもしれませんが、ちょっと私の記憶にないので、宮古病院とか、そういった場所はわかりますよ、場所はわかるんですが、この広い広域の中で、そういったポイントがどこどこなのかという部分を限りなく周知していただければなど、最後は要望にして終わりたいと思います。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 報告書の20ページです。

リサイクル施設のところで処理単価、これが前年度より上がっているわけですが、この上がった理由、単なる搬入量の変化だけなのかどうかを、まず最初にお願いします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） お答えします。

確かに搬入量の減というのも一つの要因でございますが、そのほかに施設の修繕等がございました。実績報告書も当然これらの経費の増の部分が単価のアップということになってございます。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） これに関連していきますと、リサイクル施設運転管理業務委託費、今後はこれが変動していくというふうに受け取っていいのでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今回のリサイクル施設の運転管理業務につきましては、従事する人員、職員の従事する日数等をその量に合わせて増やしてございました。23年度につきましては、22年度と比較しまして従事する職員の日数等を増やしてございます。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） この件ですけれども、委託者がNPOという非営利団体になっているわけなんです、この人たちがこういう仕事をするというのも、私からすれば違和感がありまして、今までのいろんな説明書を見ていますと、普通の、一般の会社関係の人たちがこういうことをやっているわけですね。それで、NPOがここに入ってきたという経緯をちょっと教えてください。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） このNPOが入ってきた経緯は、まず障害者の雇用、リサイクルの分別等を主に障害者雇用をしたいということがございまして、そして、そのNPO、宮古地区いきいきワーキングセンターには、そういった障害者のほかにも業務に携わる技術者がいたということで、このNPOに委託したというのが発端でございました。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） そういうふうな発端だということで、大きな名目として障害者雇用というところがあるとしたならば、この広域として山田町にもありますし、失礼ながら田野畑さんとか岩泉さんのほうはちょっとわからないんですが、そういう人たちにも参画させてもいいことだと思います。また先ほど来、就職者の数を増やすとか、そういう面からも、あとは申し訳ないですが経費の面からも、公平な入札制度みたいなのがあってもいいと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） このリサイクル施設運転管理業務については、単年度で契約をしている委託業務ですけれども、リサイクルに関係する技術者を要する方がいらっしゃるということが条件になっておりますので、そういう技術者がいて、かつ障害者雇用等を図れるようであれば、特に新年度以降の指名等を含めるのについてはやぶさかではないと思います。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 今の答弁のように、やぶさかでないというのだったらば、私は公平さを持たせるためにも、ある程度の指名入札というのは必要だと思いますけれども、

どうお考えですか。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 今の件でございますが、身障者雇用という面で身障者の方の自立促進、支援を図るということも、行政の施策の中で同時に進めていかなければならない問題だと思います。ただ、身障者が実際そういう形で働くといった場合に、なかなか場所も限定されております。現時点で、ワーキングでもほかの身障者の雇用も進めておりますが、現実的になかなかそういう職場がない。ですから、そういう部分にもやっぱり行政としてこたえていく部分も必要なのではないか。それで、リサイクルの場合ですと、焼却施設とか、そういう施設に比べまして、技術的な、専門的な技術が必要ない、あるいは障害者の方でも働けるような、ある程度の単純な作業もございますし、その中で現在6人ぐらい雇用していると思いますが、それがまた一般の会社になれば、また別な身障者の雇用先がなくなるといった問題もございますので、その辺も含めながら私どもでは進めていかなければならないものと考えております。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 私が言っているのは、何も障害者の方々から仕事を取り返せということは言っているつもりは毛頭ありませんので、最初に年間の金額に触れたのはここでした。結局、ある程度人数で調整をとるというふうな答弁がありましたもので、結局は、そのリサイクルの経験とかノウハウがある人たちがいて、それから人手が足りないときには、そういう障害者施設の方々とご相談するというのも一手だと思うんです。そうすれば、それによって専門的な知識がある団体、ここの1個だけじゃなくても、ほかのところも出てくるというふうに私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 今年の部分、入札した段階では、その障害者雇用が図れる部分と、あとリサイクルの技術管理者がある事業所はここだけでございましたので、今年度については、現状の宮古地区においてはこれだけということになっております。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） だから、質問というか最後は提案みたいなことなんですが、そういう専門職なところと、あとはそのあとを補うところを分けたってうまく活用できるじゃないか、うまく機能するんじゃないかということを言っているわけです。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） ご指摘のとおり、そういうところがほかにもあれば、そういうのも加えながら進めてまいりたいと考えております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成23年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

平成 2 3 年度宮古地区広域行政組合 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		円 3,086,086,000
	1 負担金	3,086,086,000
2 使用料及び手数料		47,257,000
	1 手数料	47,257,000
3 国庫支出金		84,158,000
	1 国庫補助金	84,158,000
4 県支出金		75,538,000
	1 県負担金	8,138,000
	2 県補助金	80,000
	3 委託金	67,320,000
5 財産収入		471,000
	1 財産運用収入	470,000
	2 財産売払収入	1,000
6 繰越金		62,768,500
	1 繰越金	62,768,500
7 諸収入		34,917,000
	1 組合預金利子	50,000
	2 雑入	34,867,000
8 組合債		24,100,000
	1 組合債	24,100,000
歳 入 合 計		3,415,295,500

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円 3,086,086,000	円 3,086,086,000	円	円	円
3,086,086,000	3,086,086,000			
50,654,211	50,654,211			3,397,211
50,654,211	50,654,211			3,397,211
84,287,300	84,287,300			129,300
84,287,300	84,287,300			129,300
70,174,701	70,174,701			△5,363,299
8,592,376	8,592,376			454,376
80,325	80,325			325
61,502,000	61,502,000			△5,818,000
478,390	478,390			7,390
478,390	478,390			8,390
				△1,000
62,768,982	62,768,982			482
62,768,982	62,768,982			482
71,384,007	71,384,007			36,467,007
97,239	97,239			47,239
71,286,768	71,286,768			36,419,768
24,100,000	24,100,000			
24,100,000	24,100,000			
3,449,933,591	3,449,933,591			34,638,091

歳 出	
款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 公債費	
	1 公債費
6 予備費	
	1 予備費
7 災害復旧費	
	1 その他公共施設・公用施設災害復旧費
歳出合計	
歳入歳出差引残額	113,497,315円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
円 1,232,000	円 986,024	円	円 245,976	円 245,976
1,232,000	986,024		245,976	245,976
98,728,000	96,547,620		2,180,380	2,180,380
98,312,000	96,277,740		2,034,260	2,034,260
416,000	269,880		146,120	146,120
983,857,500	953,818,239		30,039,261	30,039,261
45,000	44,625		375	375
983,812,500	953,773,614		30,038,886	30,038,886
1,974,231,000	1,930,007,261	15,823,000	28,400,739	44,223,739
1,974,231,000	1,930,007,261	15,823,000	28,400,739	44,223,739
229,527,000	229,360,632		166,368	166,368
229,527,000	229,360,632		166,368	166,368
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,000,000			2,000,000	2,000,000
125,720,000	125,716,500		3,500	3,500
125,720,000	125,716,500		3,500	3,500
3,415,295,500	3,336,436,276	15,823,000	63,036,224	78,859,224

平成 24年 10月 22日 提出

宮古地区広域行政組合 管理者 宮古市長 山本正徳

◎議案第 1 号 宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第 6、議案第 1 号 宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 議案集の 1－1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の内容でございますが、第二次一括法による廃棄物の処理及び清掃等に関する法律の改正に伴い、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を市町村等の条例に定めなければならないとされたことから、条例の第 21 条に新たに技術管理者の資格を加えるものでございます。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。

平成 24 年 10 月 22 日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を条例に加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第 2 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第 7、議案第 2 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正の要旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、電気自動車の急速充電設備に係る位置、構造及び管理の基準を定めるため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、平成24年12月１日から電気自動車の充電に用いる急速充電器、全出力20キロワット以下のもの及び50キロワットを超えるものは除きますが、火災予防条例の火気使用設備等の対象となるため、設置する際の位置、構造及び管理に関する基準の細目を当組合火災予防条例で定めるものでございます。

施行日につきましては、平成24年12月１日といたします。また、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の当組合火災予防条例第11条の２の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないとするものであります。

以上、議案の朗読は省略させていただきます。

平成24年10月22日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加されたことから、急速充電設備の特性を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるものでございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについて

○議長（茂市敏之君） 日程第8、議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 議案集の3－1ページをお開き願います。

議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについてご説明いたします。

内容につきましては、一般国道45号三陸沿岸道路の工事施工に伴い、組合用地の一部が宮古中央インターチェンジ及び道路本線の施工地に当たることから、国に対してこれ売り払うものでございます。

それでは、議案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1の処分する目的は、一般国道45号三陸沿岸道路（宮古中央～田老工区）の工事施工のためでございます。

2の処分する財産についてでございますが、財産の所在地は、宮古市八木沢第2地割89番の一部及び宮古市千徳第14地割11番14外3筆のうちの一部で、種別は土地、細目は山林、原野及び公衆用道路でございます。数量は6万2,818.78平方メートルで、処分予定価格は6,281万8,780円でございます。同じく、財産の所在地は、宮古市八木沢第2地割89番の一部及び宮古市千徳第14地割11番14外1筆のうちの一部で、種別は立木、細目は天然生林及び人工林でございます。数量は1万8,927本で、処分予定価格は193万9,618円でございます。

3の処分の方法は売り払いでございます。

平成24年10月22日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

一般国道三陸沿岸道路（宮古中央～田老工区）工事の起業者としての国に、同工事の用に供する土地を売り払いしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎議案第4号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（茂市敏之君） 日程第9、議案第4号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 議案集の4－1ページをお開き願います。

議案第4号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案の朗読は省略し、内容についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億2,282万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,307万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、4－2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

第2条は、繰越明許費について、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、4－3ページの第2表繰越明許費のとおりとするものでございます。

第3条は、地方債の補正について、地方債の変更は4－3ページの第3表地方債補正のとおりとするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、4－6ページ、4－7ページの事項別明細書をお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、2目公平委員会費、13節委託料に1,000円の増額補正は、不足見込額を計上するものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費、13節委託料の3,454万5,000円の減額及び2目消防施設費、18節備品購入費の3,500万円の減額は、消防救急無線デジタル化工事及び被災した緊急消防援助隊の車両であります高規格救急自動車の購入に係る経費が、消防施設災害復旧事業による国庫補助の対象になったことから、これを減額し5款の災害復旧費に計上するものでございます。

5款災害復旧費、2項その他公共・公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費、13節委託料に1,916万2,000円の補正及び15節工事請負費に15億4,189万1,000円の補正は、消防救急無線デジタル化工事に係る実施設計等の委託料及び工事費を計上するものでござ

ざいます。同じく18節の備品購入費の3,318万円の補正は、高規格救急自動車購入費を計上するものでございます。なお、これらに係る一般財源の市町村負担分については、今年度特別交付税で措置されることになっております。

6款公債費、1項公債費、2目利子、23節の償還金利子及び割引料の186万8,000円の減額は、平成23年度に借り入れした地方債の利子の確定に伴うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので4－4ページ、4－5ページをお開き願います。

3款国庫支出金から説明させていただきますが、これは消防施設災害復旧に係る国庫補助の決定に伴い、消防救急無線のデジタル化及び高規格救急自動車購入に係る消防費国庫補助金を10億5,202万2,000円増額するものでございます。

5款財産収入は、議案第3号でご説明いたしましたとおり、一般国道45号三陸沿岸道路用地として国に売却する土地及び立木の売り払い収入として6,475万7,000円を計上するものでございます。

6款繰越金は、平成23年度の繰越金を充当し9,767万4,000円とするものでございます。

8款組合債は、消防施設整備費に充当する消防施設整備事業債を2,090万円減額するものでございます。

以上の歳入歳出を調整の上、1款分担金及び負担金について、構成市町村の組合負担金を3億2,926万9,000円増額するものでございます。

以上が平成24年度宮古地区広域行政組合補正予算（第2号）の内容でございます。

平成24年10月22日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

議案第4号

平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,522,821千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,873,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年10月22日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,060,014	329,269	3,389,283
	1 負担金	3,060,014	329,269	3,389,283
3 国庫支出金		10,801	1,052,022	1,062,823
	1 国庫補助金	10,801	1,052,022	1,062,823
5 財産収入		476	64,757	65,233
	2 財産売却収入	1	64,757	64,758
6 繰越金		1	97,673	97,674
	1 繰越金	1	97,673	97,674
8 組合債		20,901	△20,900	1
	1 組合債	20,901	△20,900	1
補正されなかった款項にかかる額		258,065		258,065
** 歳 入 合 計 **		3,350,258	1,522,821	4,873,079

2 歳出

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		100,251	1	100,252
	1 総務管理費	99,858	1	99,859
4 消防費		1,954,098	△69,545	1,884,553
	1 消防費	1,954,098	△69,545	1,884,553
5 災害復旧費		2	1,594,233	1,594,235
	2 その他公共・公用施設災害復旧費	1	1,594,233	1,594,234
6 公債費		218,024	△1,868	216,156
	1 公債費	218,024	△1,868	216,156
補正されなかった款項にかかる額		1,077,883		1,077,883
** 歳 出 合 計 **		3,350,258	1,522,821	4,873,079

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 災害復旧費	2 その他公共・公用 施設災害復旧費	消防救急無線デジタル化	千円 1,550,974
合 計			1,550,974

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
消防施設整備事業	20,900	△20,900	0	普通貸借 又は 証券発行	3.0% 以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
補正されなかった地方債の額	1		1			
計	20,901	△20,900	1			

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成24年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂 市 敏 之

署 名 議 員 山 崎 泰 昌

署 名 議 員 小松山 久 男